

○広島国際大学学位規定

1998年1月27日

学園1107

改正 2024年3月13日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規定は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条、広島国際大学大学院(以下「本大学院」という)学則第25条および広島国際大学(以下「本大学」という)学則第31条の規定に基づき、本大学において授与する学位、論文審査の方法、試験および学力の確認方法その他学位に関して必要な事項を定める。

第2章 学位の授与要件

(学位)

第2条 本大学において授与する学位は、博士、修士および学士とし、つぎのとおりとする。

| 学位             | 学位英文名称                                                 |
|----------------|--------------------------------------------------------|
| 博士(看護学)        | Doctor of Philosophy in Nursing Science                |
| 博士(医療技術学)      | Doctor of Philosophy in Medical Science and Technology |
| 博士(リハビリテーション学) | Doctor of Philosophy in Rehabilitation Science         |
| 博士(心理学)        | Doctor of Philosophy in Psychology                     |
| 博士(薬学)         | Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences        |
| 修士(看護学)        | Master of Nursing Science                              |
| 修士(医療技術学)      | Master of Medical Science and Technology               |
| 修士(リハビリテーション学) | Master of Rehabilitation Science                       |
| 修士(医療福祉学)      | Master of Health and Social Services                   |
| 修士(医療経営学)      | Master of Health Services Management                   |
| 修士(心理学)        | Master of Psychology                                   |
| 学士(診療放射線学)     | Bachelor of Clinical Radiology                         |
| 学士(臨床工学)       | Bachelor of Clinical Engineering Technology            |
| 学士(臨床検査学)      | Bachelor of Medical Laboratory Science                 |
| 学士(救急救命学)      | Bachelor of Prehospital Emergency Medical Sciences     |

|             |                                             |
|-------------|---------------------------------------------|
| 学士(理学療法学)   | Bachelor of Physical Therapy                |
| 学士(作業療法学)   | Bachelor of Occupational Therapy            |
| 学士(言語聴覚療法学) | Bachelor of Speech-Language-Hearing Therapy |
| 学士(義肢装具学)   | Bachelor of Prosthetics and Orthotics       |
| 学士(看護学)     | Bachelor of Nursing                         |
| 学士(薬学)      | Bachelor of Pharmaceutical Sciences         |
| 学士(心理学)     | Bachelor of Psychology                      |
| 学士(医療栄養学)   | Bachelor of Clinical Nutrition              |
| 学士(医療経営学)   | Bachelor of Health Services Management      |
| 学士(地域創生学)   | Bachelor of Regional Development            |
| 学士(社会福祉学)   | Bachelor of Social Work                     |
| 学士(健康スポーツ学) | Bachelor of Health and Sports Sciences      |

(博士の学位授与要件)

第3条 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士課程を修了した者に授与する。

2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査および試験に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という)された者にも授与することができる。

(修士の学位授与要件)

第4条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士前期課程または修士課程を修了した者に授与する。

(学士の学位授与要件)

第5条 学士の学位は、本大学学則の定めるところにより、本大学を卒業した者に授与する。

### 第3章 学位論文の審査方法

#### 第1節 課程修了による博士および修士の学位論文審査方法

(博士論文審査の申請)

第6条 本大学院博士課程の学生が博士論文の審査を申請しようとするときは、博士論文審査申請書に博士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第5項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

2 博士論文は、自著1篇とする。ただし、博士論文の内容に関連のある参考資料を添付することができる。

3 研究科長は、審査のため必要があるときは、博士論文の訳文、模型または標本等を提出させることができる。

4 博士論文の提出部数は、正本1部、副本2部および電子データ1部とする。

5 論文審査手数料は、50,000円とする。

(修士論文審査の申請)

第7条 本大学院博士前期課程または修士課程の学生が修士論文の審査を申請しようとするときは、修士論文審査申請書に修士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第3項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

2 修士論文の提出部数は、正本1部、副本3部とする。

3 論文審査手数料は、10,000円とする。

(特定の課題についての研究成果の審査の申請)

第7条の2 本大学院博士前期課程または修士課程の学生が特定の課題についての研究成果の審査を申請しようとするときは、研究成果審査申請書に特定の課題についての研究成果および履歴書に第3項に定める研究成果審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

2 研究成果の提出部数は、正本1部、副本3部とする。

3 研究成果審査手数料は、10,000円とする。

(学位論文等審査)

第8条 研究科長は、第6条第1項、第7条第1項または前条第1項の申請書を受理したときは、学位論文または特定の課題についての研究成果(以下「学位論文等」という)を研究科委員会の審査に付さなければならない。

(審査委員)

第9条 研究科委員会は、審査に付する学位論文等ごとにその学位論文等の内容に応じた研究分野および関連分野担当の教員のうちから主査1名、副査2名以上の審査委員を選出する。この場合において、1名は原則として指導教員とする。

2 研究科委員会は、学位論文等審査のため必要があると認めるときは、他の大学院または研究所等の教員等を前項に規定する審査委員とすることができる。

3 審査委員は、学位論文等の内容について審査するとともに最終試験を行うものとする。

(最終試験の方法)

第10条 最終試験は、学位論文等を中心として、その関連する分野について口述または筆記により行うものとする。

(審査結果の報告)

第11条 審査委員は、学位論文等の審査および最終試験が終了したときは、その学位論文等審査の要旨、最終試験の結果の要旨および審査上の意見を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(課程修了の認定)

第12条 研究科委員会は、修得単位、学位論文等の審査および最終試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について審議する。

(審査結果の報告)

第13条 研究科長は、研究科委員会が前条の規定により審議した結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

## 第2節 論文提出による博士の学位論文審査方法

(論文提出による博士の学位請求の申請)

第14条 本大学院の学生以外の者が、第3条第2項により博士の学位を請求しようとするときは、学位申請書に博士論文、論文目録、論文要旨、履歴書および論文審査手数料100,000円を添え、学長に提出しなければならない。

2 本大学院の博士後期課程に3年以上(薬学研究科にあつては博士課程に4年以上)在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学後3年以内に博士論文を提出する場合の論文審査手数料は50,000円とする。

3 第1項の博士論文を提出する場合の参考資料の添付および提出部数等については、第6条第2項から第4項までの規定を準用する。

(博士論文審査)

第15条 学長は、前条第1項の学位申請書を受理したときは、その審査を研究科委員会に付託しなければならない。

2 研究科委員会は、前項の付託に基づき博士論文の審査を行うものとする。

3 前項の博士論文の審査は、学位申請書を受理した日から1年以内に終了しなければならない。

4 審査委員、試験の方法および審査結果の報告については、第9条から第11条までの規定を準用する。

(学力の確認)

第16条 第3条第2項の学力の確認は、研究科委員会において委嘱された教員が行うものと

する。

- 2 学力の確認の方法は、博士論文に関連する分野の科目および外国語について、口述または筆記により行うものとする。
- 3 本大学院博士後期課程に3年以上(薬学研究科にあつては博士課程に4年以上)在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ退学した者が、博士論文を提出したときは、研究科委員会で定める年限内に限り、第1項に定める学力の確認を行わないことができる。

#### (授与資格の認定)

第17条 研究科委員会は、博士論文の審査、試験および学力の確認の結果に基づき、その者の学位授与要件の有無の認定(以下「授与資格の認定」という)について審議する。

- 2 前項の審議結果の学長への報告については、第13条の規定を準用する。

### 第4章 学位の授与等

#### (学位の授与)

第18条 学長は、博士および修士の学位について、第12条または第17条第1項の審議を経て、課程修了または授与資格の認定を行い、当該学位を授与する。

- 2 学長は、学士の学位について、本大学学則の定めるところにより、当該学位を授与する。
- 3 学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨を通知する。
- 4 修士の学位記の授与は、毎年3月および9月とし、博士の学位授与日は、学位授与判定の日とする。

#### (学位名称の使用)

第19条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「広島国際大学」と付記しなければならない。

#### (学位の取消し)

第20条 学長は、博士、修士または学士の学位を授与された者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、研究科委員会または教授会の意見を聴いて、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

イ 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

ロ 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき

### 第5章 博士論文の公表

#### (博士論文要旨等の公表)

第21条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3カ月

以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 第1項または第2項の規定により博士論文を公表する場合には、第1項については博士論文に「広島国際大学審査学位論文(博士)」、前項については博士論文の要旨に「広島国際大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

## 第6章 その他

(学位論文等の返付)

第23条 受理した学位論文等および納付された審査手数料は、理由の如何を問わずこれを返付しない。

(学位記等の様式)

第24条 学位記の様式は、様式第1から第5までのとおりとし、論文審査申請書、研究成果審査申請書、学位申請書、論文目録および履歴書の様式については、別に定める。

(細則)

第25条 この規定に定めるもののほか、学位論文等の提出時期および審査の期限ならびに試験等学位審査に関し必要な事項は、研究科委員会において別に定める。

(規定の改廃)

第26条 この規定の改廃は、博士および修士の学位に関する条項については大学・大学院運営会議および研究科委員会、学士の学位に関する条項については大学・大学院運営会議および教授会の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

## 付 則

1 この規定は、1998年4月1日から施行する。

- 2 この改正規定は、2024年4月1日から施行する。
- 3 2023年度以前の入学者に授与する学位については、なお従前の例による。

様式第1

第3条第1項の規定により授与する学位記の様式

|                                                                                    |        |        |   |
|------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|---|
|                                                                                    |        | ○博甲第 号 |   |
| 学 位 記                                                                              |        |        |   |
| 大学印                                                                                | 氏名     |        |   |
|                                                                                    | 年 月 日生 |        |   |
| 本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得しかつ必要な研究指導を受けたうえ博士論文の審査および最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する |        |        |   |
| 論文題目                                                                               |        |        |   |
| 年 月 日                                                                              |        |        |   |
| 広島国際大学長                                                                            |        |        | 印 |

備考 規格は、A4判とする。



様式第2

第3条第2項の規定により授与する学位記の様式

|                                                                      |    |      |    |   |
|----------------------------------------------------------------------|----|------|----|---|
|                                                                      |    | ○博乙第 |    | 号 |
| 学 位 記                                                                |    |      |    |   |
| 大学印                                                                  | 氏名 |      |    |   |
|                                                                      | 年  | 月    | 日生 |   |
| 本学に下記の博士論文を提出しその審査および試験に合格し<br>所定の学力を有するものと認められたので博士(○○)の学位を<br>授与する |    |      |    |   |
| 論文題目                                                                 |    |      |    |   |
| 年                                                                    | 月  | 日    |    |   |
| 広島国際大学長                                                              |    |      |    | 印 |

備考 規格は、A4判とする。

様式第3

第4条ならびに第7条の規定により授与する学位記の様式

|                                                                                    |        |       |   |
|------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------|---|
|                                                                                    |        | ○修第 号 |   |
| 学 位 記                                                                              |        |       |   |
| 大学印                                                                                | 氏名     |       |   |
|                                                                                    | 年 月 日生 |       |   |
| 本学大学院○○研究科○○専攻の○○課程において所定の単位を修得しかつ必要な研究指導を受けたうえ修士論文の審査および最終試験に合格したので修士(○○)の学位を授与する |        |       |   |
| 年 月 日                                                                              |        |       |   |
| 広島国際大学長                                                                            |        |       | 印 |

備考 規格は、A4判とする。

様式第4

第4条ならびに第7条の2の規定により授与する学位記の様式

|                                                                                              |  |           |   |    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------|---|----|
|                                                                                              |  | ○修第       |   | 号  |
| 学 位 記                                                                                        |  |           |   |    |
|                                                                                              |  | 氏名        |   |    |
| 大学印                                                                                          |  |           |   |    |
|                                                                                              |  | 年         | 月 | 日生 |
| 本学大学院○○研究科○○専攻の○○課程において所定の単位を修得しかつ必要な研究指導を受けたうえ特定の課題についての研究成果の審査および最終試験に合格したので修士(○○)の学位を授与する |  |           |   |    |
| 年                                                                                            |  | 月         | 日 |    |
|                                                                                              |  | 広島国際大学長 印 |   |    |

備考 規格は、A4判とする。

様式第6

第5条の規定により授与する学位記の様式

|                                             |    |          |              |
|---------------------------------------------|----|----------|--------------|
|                                             |    | ○学第    号 |              |
| 卒業証書・学位記                                    |    |          |              |
| <div>大学印</div>                              | 氏名 |          |              |
|                                             | 年  | 月        | 日生           |
| 本学○○学部○○○学科所定の課程を修めたことを認める                  |    |          |              |
| 広島国際大学○○学部長                                 |    |          | <div>印</div> |
| 本学○○学部長の認定により本学を卒業したことを認め学士<br>(○○)の学位を授与する |    |          |              |
| 年    月    日                                 |    |          |              |
| 広島国際大学長                                     |    |          | <div>印</div> |

備考    規格は、A4判とする。

様式第1

様式第2

様式第3

様式第4

様式第5